**平成２４年（フ）第７８２号**
宮城県多賀城市下馬１丁目７番32号　グランディール下馬Ａ―202、従前の住所宮城県塩竈市栄町２番11号
債務者　伊澤　欣也
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第８０６号**
宮城県黒川郡大和町吉岡字車堰15番地（８Ｂ２Ｌ）ジェルメ・アンジュⅠ202
債務者　細道　淳也
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第８１９号**
宮城県亘理郡亘理町逢隈高屋字北原11番地７
債務者　山本より子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第８４６号**
宮城県塩竈市新富町５番７―205号　ベルシティ新富
債務者　倉部れい子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５１号**
福島県伊達市保原町大泉字道城場72番地２、従前の住所福島県伊達市保原町字久保66番地６
債務者　松浦由美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　福島地方裁判所

**平成２４年（フ）第１５２号**
福島市森合字丹波谷地前27番地の６
債務者　高野美恵子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　福島地方裁判所

**平成２４年（フ）第１５３号**
福島市森合字丹波谷地前27番地の６
債務者　高野　　剛
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　福島地方裁判所

**平成２４年（フ）第８８号**
茨城県鹿嶋市港ケ丘１丁目10番４号
債務者　安成　　恵
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第９５号**
茨城県鹿嶋市旭ケ丘２丁目12番地10　エンデバー102
債務者　高野　佳秀
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第９６号**
茨城県潮来市日の出５丁目18番地22県営日の出住宅60―１―１
債務者　大川　　亨
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第９７号**
茨城県潮来市日の出５丁目18番地22県営日の出住宅60―１―１
債務者　大川　朋世
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

**平成２４年（フ）第１２２７号**
千葉県市川市南大野２丁目３番Ｃ棟708号　市川パークハイツ
債務者　坂本美知子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１２６０号**
千葉市稲毛区小仲台４丁目３番18号　イトーピア稲毛マンション615号
債務者　佐久間哲也
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第３６号**
千葉県館山市長須賀236番地の10
債務者　笹本　真季
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　千葉地方裁判所館山支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
富山県高岡市石瀬385番地27、住民票上の住所富山県射水市土合1192番地２
債務者　小西　勝治
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　富山地方裁判所高岡支部

**平成２４年（フ）第４７３号**
金沢市富樫２丁目11番34号　フラワーロード102号、従前の住所金沢市額新町２丁目136番地
債務者　牧野加代子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第１５２号**
長野県千曲市大字戸倉1965番地７
債務者　倉島　里美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　長野地方裁判所上田支部